

岡山県
神社庁

報 廳

発行所

岡山県神社庁
教化委員会 広報部

〒700-8573 岡山市奥市3-22
TEL 086-270-1333
FAX 086-270-1335
IP電話 050-3004-47690
http://www.okayama-jinchou.or.jp/



遷宮で結ぶ人の輪心の輪
第六十二回神宮式年遷宮



戸島神社（倉敷市）

謹賀新年

皇紀二六六八年戊子歳

岡山県神社庁

庁長
副庁長

理事

菅井和男	河本貞紀	新庄正安	小野泰道	井上亮二	牧上博嗣	佐々木講治	戸部廣徳	藤山知之進	内藤文忠	市村正行	神崎良聰	上月良典	上田浩正	太田浩正	伏見正
------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-----

岡山県神社総代会

会長

【事務局】

事務局長

主事補

録事

嘱託（非常勤）

松田堯	瀧本文典	河田晴彦	清水美代子	見垣佳子	河野みどり
-----	------	------	-------	------	-------

平成18年度 決算を承認

臨時協議員会

11月5日午後1時30分から神社庁講堂に於いて、平成19年臨時協議員会が開催された。

開会儀礼に続き庁長が身分選考表彰委員会を始めとする諸規程の改正案の審議と、伊勢神宮展への参加をお願いしたいと挨拶し、議長により議事が進められた。

◎一般会計決算、別途会計決算、事業会計決算、財産目録

歳入合計

一億三、四〇一万六、三二三円

歳出合計

一億一、三三三万二、八七三円

次年度へ繰越

二、一六八万四、四四〇円

財産目録に遺族連盟事務所、応接室とあるのは何故か。空調設備を管理費からではなく、庁舎管理資金積立金会計から支出するべきである。事業会計に計上されている旧庁舎跡地の駐車場収入は、神社庁基本財産等として繰り入れらるべきである。等の質問がなされた。

◎平成十九年度補正予算

職員新規採用、備人費、保険料、直階検定講習会補助等により五六八万四、四四〇円を計上した。

◎諸規程の制定及び改正

身分選考表彰委員会規程の制定、表彰規程改正、神宮大麻頒布関係表彰規程改正、神宮大麻及び暦頒布取扱要項改正について上程され満場一致で可決された。尚、細則の変更があった場合は協議員を始め神職に周知を図る事とした。

可決された諸規程は次の通り。

岡山県神社庁身分選考表彰委員会規程
第一条 この会は、「岡山県神社庁身分選考表彰委員会」（以下「この会」という。）という。

第二条 この会の事務所は、岡山県神社庁（以下「神社庁」という。）内に置く。

第三条 この会は、次の身分の選考、表彰の審査及び付随する事項の審査を行う。

- 一 神職身分二級の候補者選考
- 二 神職身分二級上の候補者選考

三 岡山県神社庁規程表彰

四 岡山県神社庁神宮大麻頒布関係表彰

五 神社本庁規程表彰

六 神宮大宮司神宮大麻表彰

第四条 この会は、次の委員をもつて構成する。

- 一 委員長 一名 神社庁庁長をもって充てる。

二 委員 八名 神社庁の神職である理事を充てる。

第五条 委員長及び委員の任務は次の通りとする。

- 一 委員長は、この会を代表し、委員会を主宰すると共に会務を総理する。

二 委員は、会務を分担してこの会の事業を推進する。

第六条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

第七条 この規程の改廃は、委員会の議決を経て、神社庁協議員会の承認を受けなければならない。

第八条 この委員会の運営に必要な規程、細則は、別に定める。

附則

本規程は、平成十九年十一月五日から施行する。

岡山県神社庁表彰委員会規程は、廃止する。

(理由)

従前は設置規程の無かった岡山県神社庁身分選考委員会と、「岡山県神社庁表彰委員会規程」に基づく岡山県神社庁表彰委員会を一つの委員会にまとめ、身分選考と表彰審査の一元化を図る。

岡山県神社庁表彰規程

第一条 岡山県神社庁管下神社職員及び氏子、崇敬者等で功績顕著な者には、本規程の定めるところにより功績状、表彰状又は感謝状を授与する。

第二条 表彰状は、次の各号の一つに該当する者に対し、支部長の内申に基づき、岡山県神社庁表彰委員会の審査を経て、神社庁長が授与する。

一 神職として十五年以上在職し、神徳宣揚に功績のある者。

二 神社の役員及び総代であつて、多年に亘り神社に奉仕し、その成績優秀な者。

三 多年に亘り神社に対して多大な貢献をした団体。

第三条 前条第二号に定める表彰状を授与された者の中で、特別の功労のある者に対して功績状を授与することができる。

第四条 前二条のいずれかに該当する者の審査は、一年に一度行う。

第五条 表彰状を授与された者には、記念品を授与することができる。

第六条 感謝状は、次の各号の一つに該当する者に対し、宮司の内申に基づき、神社庁長の審査を経て授与する。但し、神社庁に対して金品の寄付があった場合には、宮司の内申によらないものとする。

- 一 神社の運営、施設経営に特に功績のあつた者。
- 二 神社庁又は神社に五十万円以上の金品を寄付した者。

第七条 本規程によって功績状、表彰状又は感謝状を授与された者は、岡山県神社庁所定の台帳にその氏名又は団体名を登録する。

る

第八条 本規程に必要な細則は別に定める。

第九条 本規程の改廃は、岡山県神社庁協議員会の議による。

附則

本規程の改正は、平成十九年十一月五日から施行する。

(理由)

功績状、表彰状、感謝状の区分に関する規定をより具体化させると同時に、審査手続きも明文化する。

岡山県神社庁表彰規程施行細則

第一条 支部長は、岡山県神社庁表彰規程(以下「規程」という)第二条又は第三条に、該当するものがあるときは、その表彰すべき事項を記載した調書又は、団体の事項を添え、神社庁長宛に内申するものとする。

第二条 前条の内申は厳選主義で選定するものとし、支部毎に神職、氏子、崇敬者の内から支部の大小により神社庁指示の数を内申するものとする。但し、団体の表彰は支部毎に一団体に限る。

第三条 規程第二条第一号中「十五年」とあるのは、内申時において計算する。

2 神職以外の職を兼ねる神職は、神職以外の職を兼ねている期間の年数に〇・五を乗じて期間を計算する。但し、神社庁に特別功労があるものは、その都度別途に考慮する。

3 前項に定める「神職以外の職」とは、常勤の公務員・教職員・会社社員、その他日常時間的に拘束される職業をいう。

第三条 規程第二条第二号に定める者は、内申時において現職の役員、総代であつて、役員、総代を通過して九年以上奉仕している者とする。

第四条 規程第二条第三号に定める団体は、主たる構成員が神職、神社の役員又は総代ではない団体とする。

第五条 規程第三条に定める者は、規程第二条第二号の受賞後数年経過し、内申時において現職の役員、総代であつて、役員、総代を通過して十五年以上奉仕し、神社本庁規程表彰を受賞していない者とする。

第六条 第一条に定める調書については、神社本庁表彰規程施行細則第四条を準用する。

第七条 表彰状及び記念品等は、その都度定める。

第八条 規程第六条一号に定める

者は、内申時において役員、総代を退任している者であつて、役員、総代を通算して九年以上奉仕した者とする。但し、内申は役員、総代の退任後一年以内に限るものとする。

第九条 表彰は毎年一回行う。但し、特別の理由があるときは、随時に行うことができる。

第十条 本細則の改廃は、岡山県神社庁身分選考表彰委員会の議による。

附則

本細則の改正は、平成十九年十一月五日から施行する。

岡山県神社庁神宮大麻頒布関係表彰規程

第一条 岡山県神社庁（以下「神社庁」という）は、大麻及び曆頒布成績向上を図るため、「表彰」並びに「増頒布の奨励」を行う。

第二条 本規程による表彰は、支部長の内申に基づき、岡山県神社庁身分選考表彰委員会（以下「身分選考表彰委員会」という）において審査し、神社庁庁長が表彰する。但し、第三条第二号に定める支部は、支部長の内申によらず表彰委員会において審査し、神社庁庁長が表彰する。

第三条 本規程の表彰は左記の区分によつて行う。

一 神宮大麻頒布推進について、神職総代一丸となつて取り組み、過年度の頒布成績を勘案し、成績優秀な神社

二 最近三年間の頒布成績が優秀で、前年度頒布成績より増頒布をなし、頒布事務も期限内に完了し、他の模範と認められる支部

三 神宮大麻頒布推進に積極的に取り組み、成績優秀な個人又は団体

第四条 前条該当神社及び支部・団体の審査は、一年に一度行い、岡山県神社庁神宮大麻頒布始奉告祭の日に表彰する。

第五条 本規程によつて表彰状を授与されるものには、記念品を授与する事ができる。

第六条 神社庁は、神宮大麻曆頒布の成績優秀な個人又は支部に感謝状を贈ることが出来る。

第七条 本規程施行に必要な細則は別に定める。

第八条 本規程の施行及び改廃は岡山県神社庁協議委員会の議による。

附則

本規程の改正は、平成十九年十一月五日より施行する。

(理 由)

岡山県神社庁身分選考表彰委員会規程に関連して、条文記載の委員会名を訂正する。また、増頒布の奨励について岡山県神社庁神宮大麻及び曆頒布取扱要綱と本規程とで二重に規定のあつたものを本規程から削除する。

尚、同施行細則については現在検討中であるので、後日、岡山県神社庁身分選考表彰委員会において審議する。

岡山県神社庁神宮大麻及び曆頒布取扱要綱

第十条中、「二月二十日迄」を「二月十日迄」に、「一月末日迄」を「二月二十日迄」に改める。

第十条に次の一項を加える。
2 前項に定める納金日が休日に当たるときは、その前日までに納金する。

第十一条第二項中、「岡山県神社庁神宮大麻曆頒布に関する表彰規程」を「岡山県神社庁神宮大麻頒布関係表彰規程」に改める。
第十五条の次に次の一条を加える。

第十六条 この要綱の改廃は、岡山県神社庁役員会の議による。

附則

この要綱の改正は、平成十九

年十一月五日から施行する。
(理 由)

平成十二年に神宮への神宮大麻初穂料の納期が二月二十日に変更された後も、支部、神社庁の納期を年度ごとの通知により変更していたものを、他の条文の改正にあわせて改正する。

また、条文記載の規程の名称を訂正する。本要綱には改廃規定がなかったが、その手続きを「協議員会議決」から「役員会議決」に変更し、明文化する。



平成18年度	
岡山県神社庁	
一般会計歳入歳出決算書	
(平成18年7月1日～平成19年6月30日)	
歳入総額	134,016,313円
歳出総額	112,331,873円
差引残高	21,684,440円

歳入の部 (単位: 円)			
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 神饌及幣帛料	950,000	1,523,400	△573,400
1 本 庁 幣	600,000	620,400	△20,400
2 神饌及初穂料	350,000	903,000	△553,000
II 財 産 収 入	20,000	20,315	△315
III 負 担 金	36,920,000 (39,779,460)	39,766,370	△2,846,370 (33,090)
1 神社負担金	25,844,000	25,827,320	16,680
2 神職負担金	9,230,000	9,216,570	13,430
3 支部負担金	1,846,000	1,843,020	2,980
4 過年度負担金	0 (2,879,460)	2,879,460	△2,879,460 (0)
IV 交 付 金	67,795,000 (67,895,000)	67,951,500	△156,500 (△56,500)
1 本庁交付金	1,500,000	1,507,500	△7,500
2 神宮神徳宣揚費交付金	66,000,000 (66,100,000)	66,100,000	△100,000 (0)
3 本庁補助金	295,000	344,000	△49,000
V 寄 付 金	3,100,000	3,500,000	△400,000
1 神社特別寄贈金	3,000,000	3,340,000	△340,000
2 寄 付 金	100,000	160,000	△60,000
VI 諸 収 入	1,751,000	2,065,288	△314,288
1 表 彰 金	50,000	5,000	45,000
2 預 金 利 子	1,000	21,631	△20,631
3 申請料・任命料	1,000,000	1,398,000	△398,000
4 雑 収 入	700,000	640,657	59,343
VII 繰 入 金	900,000 (3,300,000)	2,810,000	△1,910,000 (490,000)
当期歳入合計	111,436,000 (116,815,460)	117,636,873	△6,200,873 (△821,413)
前期繰越金	12,000,000 (16,379,440)	16,379,440	△4,379,440 (0)
歳入合計	123,436,000 (133,194,900)	134,016,313	△10,580,313 (△821,413)

歳出の部 (単位: 円)			
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 幣 帛 料	3,050,000	3,000,500	49,500
1 本 庁 幣	2,250,000	2,247,500	2,500
2 神 社 庁 幣	800,000	753,000	47,000
II 神 事 費	500,000	368,401	131,599
III 事 務 局 費	29,370,000 (34,370,000)	30,998,890	△1,628,890 (3,371,100)
1 表彰並びに儀礼費	900,000	789,462	110,538
(1)各種表彰費	600,000	480,962	119,038
(2)慶 弔 費	300,000	308,500	△8,500
2 会議費	300,000	293,244	6,756
3 役員関係費	2,220,000	1,873,430	346,570
(1)役員報酬	1,500,000	1,280,000	220,000
(2)教諭師関係費	500,000	373,430	126,570
(3)視察研修費	100,000	100,000	0
(4)地区会議関係費	120,000	120,000	0
4 給料及び福利厚生費	13,300,000 (16,500,000)	14,816,581	△1,516,581 (1,683,419)
(1)給 料	7,000,000 (8,600,000)	8,511,000	△1,511,000 (89,000)
(2)諸 手 当	3,900,000 (4,900,000)	4,104,542	△204,542 (795,458)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
(3)各種保険料	2,200,000 (2,800,000)	2,155,334	44,666 (644,666)
(4)職員厚生費	200,000	45,705	154,295
5 庁 費	6,300,000 (6,400,000)	5,612,038	687,962 (787,962)
(1)備 品 費	200,000 (300,000)	295,340	△95,340 (4,660)
(2)図 書 印 刷 費	450,000 (750,000)	600,570	△150,570 (149,430)
(3)消 耗 品 費	1,250,000	1,265,044	△15,044
(4)木 道 光 熱 費	1,100,000	866,589	233,411
(5)通 信 運 搬 費	1,200,000	1,109,576	90,424
(6)備 人 費	2,000,000 (1,100,000)	1,096,200	903,800 (3,800)
(7)雑 費	100,000 (700,000)	378,719	△278,719 (321,281)
6 交 際 費	1,200,000	988,659	211,341
7 旅 費	4,500,000	4,414,340	85,660
8 管 理 費	650,000 (2,350,000)	2,211,136	△1,561,136 (138,864)
IV 指 導 奨 励 費	7,370,000 (7,670,000)	7,121,285	248,715 (548,715)
1 教 化 事 業 費	3,200,000 (3,500,000)	2,940,831	259,169 (559,169)
2 青 少 年 対 策 費	600,000	450,458	149,542
3 神 社 庁 研 修 所 費	1,150,000	1,381,523	△231,523
(1)研 修 費	800,000	791,523	8,477
(2)研 修 奨 励 費	350,000	590,000	△240,000
4 祭 祀 研 究 費	230,000	158,473	71,527
5 各 種 補 助 金	2,190,000	2,190,000	0
(1)神 青 協 補 助 金	550,000	550,000	0
(2)氏 青 協 補 助 金	100,000	100,000	0
(3)県 教 神 協 補 助 金	100,000	100,000	0
(4)女 子 神 職 会 補 助 金	200,000	200,000	0
(5)県 敬 婦 連 補 助 金	130,000	130,000	0
(6)神 楽 部 補 助 金	100,000	100,000	0
(7)作 州 神 楽 補 助 金	30,000	30,000	0
(8)支 部 長 懇 話 会 補 助 金	250,000	250,000	0
(9)神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金	30,000	30,000	0
(10)地 区 大 会 援 助 金	700,000	700,000	0
V 各 種 積 立 金	12,200,000 (6,200,000)	6,200,000	6,000,000 (0)
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0
2 役 員 退 任 慰 労 金 積 立 金	200,000	200,000	0
3 庁 舎 管 理 資 金 積 立 金	2,000,000 (0)	0	2,000,000 (0)
4 次 期 式 年 選 置 準 備 金	5,000,000 (3,000,000)	3,000,000	2,000,000 (0)
5 災 害 見 舞 金 積 立 金	4,000,000 (2,000,000)	2,000,000	2,000,000 (0)
VI 神 社 関 係 者 大 会 費	600,000	455,671	144,329
VII 負 担 金	22,055,000	21,825,298	229,702
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	55,000	55,000	0
2 本 庁 負 担 金	5,500,000	5,500,000	0
3 本 庁 特 別 納 付 金	13,550,000	13,457,408	92,592
4 支 部 負 担 金 報 奨 費	2,950,000	2,812,890	137,110
VIII 渉 外 費	550,000	549,010	990
1 友 好 団 体 関 係 費	200,000	262,980	△62,980
2 時 局 対 策 費	100,000	99,250	750
3 同 和 対 策 費	150,000	86,780	63,220
4 神 政 連 関 係 費	100,000	100,000	0
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	34,520,000	34,520,000	0
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	7,590,000	7,292,818	297,182
1 大 麻 頒 布 推 進 費	1,240,000	1,215,899	24,101
2 頒 布 事 務 費	750,000	600,376	149,624
3 頒 布 事 業 奨 励 費	5,600,000	5,476,543	123,457
XI 予 備 費	5,631,000 (16,089,900)	0	5,631,000 (16,089,900)
当期歳出合計	123,436,000 (133,194,900)	112,331,873	11,104,127 (20,863,027)
次 期 繰 越 金	0	21,684,440	△21,684,440
歳 出 合 計	123,436,000 (133,194,900)	134,016,313	△10,580,313 (△821,413)

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

特殊神事部会報告

第七回

吉川八幡宮当番祭(六)

岡山県神社庁祭祀委員会
特殊神事部部长 次田圭介

御神幸と走り競べ

午后、拝殿での御頂杯の儀のあと、行列を整えて御神幸が行われる。「約四百メートル離れた御旅所に御神幸」が行われる。神馬を先頭に列をつくり、当番はちょうど中ほど、太刀持のあとと傳守や介添の前に行く。神官の前を獅子が行き、最後に御神輿がつづく。御旅所での神事が終わると、行列を整えて神社へ帰るのであるが、宮司、当番の他諸役は御旅所にとどまり、帰っていった行列の最後尾の御神輿が神社に帰り着いたとの合図で御旅所を出発。途中まで神官が両当番の手をしっかりと握って

いて(襟首をつかんでいるともいふ)、その手をはなすと両当番は「拝殿までかけり競走」をする。次に傳守、介添、手振、脇立も競走をする。「昔は勝った側は一

年間の幸を約束されるなどといって、途中邪魔をする者もあつたという。」その争いは激烈をきわめ、時には部落同士の間諍にまでなつたともいふ。

三庄官神馬の馬とばし

走り競べが終わると三庄官神馬が、「本殿の周囲をかけ回る」馬とばしが行われていた。「これは昔時、この地の名門三庄官から祭りを祝って馬を献上したことに始まるといわれている。」しかし、現在、馬とばしは行われていない。吉川八幡宮文化財保存会佐々木角朗会長によれば、三庄官から寄進された神馬を走らせることは古くから行われている行事だが、その由来は判然としていないという。また、現在の御神幸の行列には一頭の神馬と二枚の絵馬をもって参

加しているという。さらに佐々木氏によれば、三庄官の家筋は、北の千木、布郡、南の西刈尾にあつたが、今は絶えているという。古来、馬は神の乗物として親しまれ、神聖視されてきた。そして神に願をかけたり、願いが成就した時、馬を献じる習わしがあつたが、簡略化されて絵馬になった。三庄官は自分の村の繁栄を願って馬を寄進し、祭ごとくその神馬をとばしてそれぞれの村のその年の豊穰を占つていた名残りかもしれない。

ハツケあげ

ー神舞と円座舞ー

十月二十七日 祭典の翌朝、ハツケを解体し、自分の山の清淨なところを選んで移し、組み立て直す。「そのころ当番は、当主夫妻をはじめ太刀持、守と共に、八幡宮に到り、宮司が祭典終了の祝詞奏上、神舞を行い、両当番は太鼓の音にあわせて開いた扇子を頭にかざし、右に三回、左に三回円座の上を回り、次に扇子を左右左右と体の前で斜めに切る舞」を舞う。これによって当番は神界から離れて神人でなくなり、俗界の普帳の子に返るのである。

ところが、平成十五年十月筆者

の見た当番祭では円座舞が先で、宮司の神舞が後であつた。(岡山祭の祭りと芸能Ⅱ)のビデオも同じのものがあるから神舞が後)しかし前述の如く記録冊子によると宮司の神舞のあとに円座舞が行われることになっている。

備中神楽における神舞は、鈴の舞、綾笠の舞と共に神楽のはじめに、一切を清めるために舞うのだという。宮司が一ヶ月近くにあつた行われた祭典の終了を告げる祝詞を奏上したあと、本殿庇の間で舞う神舞は、円座舞に先立つて舞われるもので、円座舞を祓い清めるのか、円座舞のあとに舞われて全てが終わる納めの舞であるのか、いずれか判然としない。いづれにしてもこの宮司による素朴な舞は、円座舞の陰にかくれてあまりとり上げられないが、原初の芸能として、またその意義についても注目されるべきものと思う。また、ビデオによつて、記録冊子とちがう記録が残されたので、後世に物議をかもすことになりかねないと思う。

御供七十五個

当屋に帰った当番と太刀持、傳

かと思う。

直会・粕うち

守の三人は庭先のオハケの跡地に杭を打ち笹竹を四本立てて注連縄を張る。その三方を薦で囲った一坪ほどの場所の中央にかまどを据えてはがまでご飯を炊く。米の裏一升ほどと聞く。(はつきり決まっていけないという。)平成十五年には、北では白飯、南では小豆の入った赤飯を炊いた。地元の佐々木氏によれば、本来白飯であつたらしい。炊き上がった御飯をむすび(握り飯)を七十五個つくる。それを新藁で編んだ棧俵の上に盛り、山へ移したハツケにお供えに行く。

七十五といえは、吉備津神社の七十五膳祭が有名であるが、梶並神社の頭人祭で「御飯櫃に赤飯を入れ、七十五膳の箸を添える」(梶並神社誌一頁)とある。大宮踊で有名な福田神社でも例祭に七十五膳の儀があるという。また、由加神社では阿久羅という鬼が七十五匹の狐になったといひ、山陰では狐持の家の者と結婚すると七十五匹の人狐が新婚家庭を襲うといふ。また鳥取県の用瀬村には藤太郎坊という犬が、婆さんを食つた狸七十五匹を退治した話がある。その他「初物七十五日」「人の噂も七十五日」「産の穢れは七十五日」「七十五日は金の手洗」など、七十五という数が何を意味するの

暗くなるころ当番は、傅守、太刀持と共に、山へ移された「ハツケまで行き、七十五膳が神に召されたかを確認する。神によつて召されるまでは何回でもこれを繰り返さなければならぬ」といふ。当番や傅守は、神が七十五個の御供をめしあがつたかどうかを人々に報告するため、二回も四回もハツケの所へ見とどけに行く。何度も足を運ぶうちにむすび(御供)の数が減りはじめ、四、五回目には無くなるという。無くなつて神様が召しあがつたことが確認できると、北では当屋における最後の直会が始まる。南では、ハツケに御供をしたあと、直ちに直会の宴が始まる。当番たちがハツケの御供(七十五個のむすび)を何度か確認に行き、神様がすっかり召しあがつたら(七十五個のむすびが無くなつたら)直会も終了するといふ。

る。したがつて、北のやり方がよいように思われる。前記佐藤米司氏の記述にも「神が食べたことが確認されると、当屋では最後の直会が行われる。」とある。また神野力氏も「神が食した後でなければ最後の直会ができない」あるいは、神が「食べたことがわかつてはじめて当屋で最後の直会が行われ、」と記している。では南のやり方はまちがいなのか。長い祭りがやつと終わつたという安堵感もあつて、待ちかねた人々は神の召しあがり終える前に直会を始めてしまふようになったのか。直会はまた神との共食儀礼でもあるから、神と同じ物を神と一緒に頂くものでもある。神様のお相伴をしているわけであるから、神様が召しあがつてすんだら直会もおひらきになるのは当然である。南のやり方が、人々の身勝手なやり方ではなく、古いしきたりを伝えていくのかもしれない。北と南とで直会の始まりのちがいがあつたのか。記録冊子の記述は「ハツケの神饌が神に召された報せがあれば直会の宴は最高潮に達し」とあり、あいまいであるが、既に始まつている宴会が盛りあがると述べてあるように読める。

また、「七十五個の握り飯が神の使いによつて無くなるまで当屋では残り物の肴で宴を張るのである。」とあつて、南のやり方を記しているようである。

この直会を「粕打ち」といふ、ご馳走も粕ばかりになつたという意味で、台所から野菜の余りものを座敷に運びお互いに投げあうといふ。また「粕うちと同じ意味で根付き吸物といつて野菜の根ばかりはいつた吸物がだされる。」といふ。文字にこだわれば、「粕」は酒のしぼりかすだから、不要の物、つまりあ物の意なら「滓」と思ふ。この「粕うち」が直会の一部だとすれば、何を意味するのであろうか。単なる戯れではないように思われる。

吉川八幡宮の当番祭をたどりながら、古きしきたりを伝える祭りのあちこちに注目し私見を述べ疑問点を提示してきた。いろいろご教示を賜れば幸いです。

以上

※1 「岡山民俗」第五十号(昭和三十一年二月号)

※2 「岡山の祭り」と行事(昭和五十八年八月刊・山陽新聞社)「岡山の祭と踊」(昭和四十二年十月刊・岡山文庫2・日本

こだわりの社

第十一回

三榮神社
(真庭市三坂)

久世はだんじり御祭礼と五社祭り
で知られる。その市街から北東
方向へ三キロほど行ったところに
三榮神社が鎮座してゐる。三榮神社
は大正十五年幣殿、拝殿を改築し、
平成九年にご本殿の屋根葺き替え
を果たしたものの、風雨霜雪に晒
されるなか、建物の基礎にまで腐
朽は進んでいた。加えて蜂が営巣
するなど、その有り様を憂いた氏
子たちは御本殿改築を思い立ち、
各戸五年間の積み立てを始めた。
ところがその後本殿と幣殿、拝
殿は同時に改築しないと高さが合
わない事情から、三殿共改築する
事とし、いつきに事業が拡大した。
改築にあたって費用調達や段取り
に良策を究めるべく、他社を訊ね
歩いたという。合議勘案の末、膨
大した総額二千万円の予算積み立

てを六年間に延長することとなつた。当時の総代長の話によれば「改築案に説得は要らなかつた。氏は五十六戸ではあるものの、毎年、神社清掃と整備は総出で続けている。だから誰もがお社の傷みの激しさを知っていた。」という。『おらが鎮守さま』とも、人の日々の暮しの中にこの大神たちはおいでになつていたので。護られている、だからお守りする。「やがて全戸あげての取り壊しに始まり、整地作業や再利用のため、拝殿用瓦の水洗いをを行った。改築作業に携わるとは私情的に難儀ではあるが、奉仕者自身が造営した気になれ、いっそう神に近づけた。」

かくして平成十八年五月に着工し、翌平成十九年八月にめでたく完成した。さる九月二十三日、氏子の心意気が伝心伝播したからであろう。五十年ぶりの祝餅が地区内四組から奉納されて、奉祝祭は賑やかに執り行なわれた。

使われた御用材は先人たちが植林し、代々世話を続けてきた。そのお陰で伐採時で樹齢百五十年のものが幾本もあつたという。宮大工は御用材を伐採前と同じ環境で用いた。南に向いた木表は柱に加工してもやはり南に向けて据え

る。伐られた身とはいへ、まだ木は使命を果たさんと生き続けているのだ。そう思つて丸木柱を見上げると何故か健気にも、しかし力強く屋根を支えているようにみえた。

本殿を守る玉垣は御影石でできている。遣せるものは遣すこととし、修成したとのことだ。本殿は忠実に旧来の寸法に従つた。

一間流造である。幣殿は縦二間横二間半の建規模だ。東側は明かり取りの窓の下に袋棚を設け、西側は全面を神具の格納庫にしてある。拝殿は縦二間横四間半で、旧本殿を華やかした猿と昇り竜の見事な飾り彫刻が額に納まつている。



三 榮 神 社

〈お詫びと訂正〉
前第一〇三号のこだわりの社記事、豊原北島神社の所在地を備前市邑久町北島としていましたが、正しくは瀬戸内市邑久町北島です。宮司様を始め関係各位にご迷惑をお掛けしました。お詫びし訂正いたします。

社報を作ろう

足高神社権祢宜 井上勝子

報部から、神社本庁主催第一回神社社報コンテスト特別賞を戴いた当社の社報に関して、コンテスト応募の動機、併せて当時の表彰作品の紹介、更に「社報をつくろう」啓発の原稿依頼があった。

神社本庁が平成十一年に実施した、鎮守の森からのメッセージ「第一回 神社関係 定期広報紙コンテスト」に、足高神社発行「アシタカーゼ」が特別賞を戴いてから、早くも八年の歳月が流れた。

広範囲にわたる情報社会の中、社社の広報活動は急を要する重要課題の一つである。神社と地域の人々との輪(和)づくりに、今こそ「神社からの発信」は絶対不可欠である。上手でなくて良い、立派でなくて良い、作者の個性がそこに見えれば読者は親しみを覚え、それを媒体として話題は弾む。製作費用が安価であれば、更に良い。

この度、県神社庁教化委員会広

約一千数十社に過ぎず、情報化社会が進展する中であつて遅れている神社広報の重要性を見直すことを目的とした「定期広報紙コンテスト募集要綱」記事を、十一月二十三日付「神社新報」紙上で目にした。その三ヶ月前に発行済みであった「アシタカーゼ」は号数を重ね、すでに第三十七号まで達していたので応募資格に充分間に合

その頃わたしは、パソコン、デ

ジカメ、そしてプリンターにも慣れて、趣味と実益を兼ねた社報「アシタカーゼ」作成に没頭していた。その「アシタカーゼ」が、専門家にどのように評価されるのか？興味津々に応募したものである。用紙B5サイズの「かわら版」仕様で、名称の「アシタカーゼ」は、希望あふれる足高の風をオシヤレに表現し、ロゴには、左から右に吹く足高の幸せな風を軽快にデザインした、世界にたった一つのこだわりの社報である。

神社行事は言うに及ばず、地域の出来事、遠足にくる子どもたちへの取材、大好きなイチロー選手のこと、第八十回高校野球優勝立役者の横浜高校・松坂大輔投手も取り入れた。記事の内容は雑多であつても、根底には「神」と人

とのかかわりに、こだわった。締切日なしの随時発行であり、必要に応じて印刷部数を決める、誠に気ままな新聞である。製作費用は材料費のみで至って安上がり。境内の掲示板、公民館、町内の掲示板、個人への手渡し、たまに郵送もある。

もの珍しさも手伝ってなかなか好評で、読者の要望に応じてプリンターで簡単に増刷できる手早さも受けた。一切に無駄がなかった。「かわら版」感覚の気軽さからレイアウトにこだわる必要はなく、作者の個性、感性を頼りに気分の乗り具合によつては、一日に何号でも刊行できる面白みがある。十二月一日に関係書類に作者お気に入りの五部を添えて、神社本庁教化部へ送付した。年末年始の忙しさの日々、コンテスト応募のことはすっかり忘れていたが、平成十一年一月二十五日、神社本庁から特別賞の通知を戴き、びつくり仰天であつた。信じられない嬉しさと共に大きな自信を戴いた。神社の総代、氏子さん達が喜んで下さった事が何より嬉しかった。



(実際の紙面は神社庁HPからダウンロードできます。)

神社本庁の広報紙コンテンツ報告によると、昨今はパソコンが急速に普及しつつあるが、これを利用すれば宮司一人であっても比較的安価で簡単に広報紙を作成することが可能である。神社社報「アシタカーゼ」は、その好例であった。応募作品の中でも最も楽しかったという審査評もあり、作成者（女性）の良い意味での個性を強く感じさせる社報である。パソコンのカラー印刷（当時は珍しかった）を用いて作成している点と、回覧板的要素を特徴とする。小学校の子どもたちの参拝などの身近なニュースを掲載し、必要に応じて随時発行している姿勢も評価できる。ネーミングのユニークさ、紙面の見やすさ、安価な諸経費、OA機器使用の手作り紙など、時代にマッチした製作であることを評価してくださった。

氏子教化はひとえに神職の情熱にかかっていると思う。お互いの個性が尊重される現代にあって、社報づくりも従来の形式にこだわらなければならない。読む者に、作者の情熱と個性が感じてもらえるならば、おのずと親しみが湧き、ふれあいが生まれて、必ず、あしたへと何かが大きく拡がって往くはずである。

平成19年

岡山県神社庁こども伊勢参り

教化委員会育成部会 小野 義典

恒例となっている岡山県神社庁主催のこども伊勢参りが八月二十日から二十二日の日程で実施され、六名のスタッフが同行し、県下の小学四年生から中学一年生までの男子二十三名女子十五名が参加した。

今年の酷暑も何のその、ほぼ満席のバスは一路伊勢を目指し元気いっぱいに出発した。車内ではクイズやゲームで盛り上がり、あつと言いう間に昼食となる。これから後食事の時は必ず食事感謝の励行だ。子供たちの小さな手が合わり静かに？頂いた。

最初の正式参拝となる二見興玉神社に到着すると手水の作法を教わり伊勢参宮に備え、お祓いを受け、ほどなくして三日間の旅の宿となる神宮会館に到着、旅の疲れを癒した。

二日目は爽やかな朝の外宮を参拝、神宮職員の方に説明をして頂いた。食事を挟みいよいよ内宮参拝である。まずは内宮の施設内で雅楽教室に参

加した。本物の雅楽器を手にし、実際に音を奏でる事が出来た。また火鑽りの実技を体験し、火を起こす事の大変さを学び毎日火を起こすところから神様のお食事作りが行われていることを知った。

御神楽を奉納し御垣内参拝をさせて頂いた。清らかな五十鈴川、壁のようにそそり立つ樹齢七百年以上の杉の大木、そして美しく荘厳な御社殿、すべてに圧倒され子供たちも神妙な顔付きをしていたのが印象にのこる。又これが旅の目的を達成出来た瞬間でもあった。



おかげ横町で家族や友達にお土産を買い、鳥羽水族館で身にも心にも涼を得た。三日目に春日大社にお参りをし、終始笑顔で旅の全ての行事を終え無事帰宅した。

岡山県神社庁のこども伊勢参りは今年で十三回目。神宮の御計らいにより、御垣内参拝が許されている事もあり毎回多数の申込が有り、好評を博している。



伊勢神宮展と 齋王行列

平成二十五年の伊勢神宮式年遷宮を記念して、十一月二十七日（火）から十二月二日（日）まで天満屋岡山店において『伊勢神宮展』を開催した。宮城、広島、北海道、熊本に続いて岡山が全国で五番目の開催となった。『伊勢神宮展』は一年に二回のペースで開催され、平成十九年の開催は北海

道、熊本が既に決定されていたが、伊勢神宮式年遷宮広報本部に依頼して特別に年三回の開催を認めていただいた。

岡山県での『伊勢神宮展』は、前回の式年遷宮の際にも平成二年に、今回と同じ天満屋岡山店を会場として開催しており、二度目の開催となる。期間中、祭祀委員会による祭祀舞と雅楽の公演や、瀧八幡宮まつりばやし、清麻呂太鼓、備中神楽、黒住教の吉備楽などの県内の神事芸能、小笠原流宗家による『お正月のしきたり』と題した講演を戴くなど、日替わりで演目を変え、会場は観衆で一杯となった。六日間で延べ一万五千人の来場者を集め、神宮と式年遷宮を広くPRした。会場を訪れた方には、神宮の神職が自身の奉仕経験を交えて展示品を説明する『伊勢神宮展ツアー』を一日五回行い、二十分程度の所要時間の予定であったが、参加者から熱心に質



問が寄せられ、中には一時間もかけて説明するほど熱のこもったツアーもあった。

企画、運営は、教化委員会神宮奉賛部会が中心となり、岡山県神道青年協議会、岡山県女子神職会にも協力を戴き、係員として来場者の接遇に当たった。会場には伊勢神宮式年遷宮の奉賛金受付を設けていたが、予想を超える多額のご浄財を戴き、総額で約百五十万円にも上った。

六日間の内で、最高の人出を記録したのは『齋王行列』が行われた十二月一日の土曜日。齋王役は一般公募を行い、倉敷商業高校二年生の桜井夢紀さんが選ばれ、見

事に大役を果たした。桜井さんは行列で御輿に乗りながら、「齋王さんはどんな気持ちで乗っていたのだろうか」、「お父さん、お母さんなど家族のことを思い出していたのではないかな」と想像しながらも、齋王らしく振舞うために、凛々しく見えるよう背筋を伸ばすことや顔の表情などに気を付けていたと語った。また、奇しくも齋王行列当日に、趣味で続けるバレエでソロを務めることが決まったことも「齋王行列を通して伊勢の神様からのおかげが貰えた」と、高校生らしい素直さで感じ取っていた。

今回の『伊勢神宮展』は、遷宮を知らない方に「どのようにして式年遷宮の意義を伝えるか」を主眼として開催した。その目玉が『齋王行列』。街頭で多くの人目に触れたという効果もさることながら、NHKや民放各局、新聞社から取材があり、単なるニュースとして報道されただけでなく、情報番組の中で一つのコーナーとして放送されるなど、神社関係者以外の方にアピールする機会が多数あったことは収穫であった。また、齋王の選考会も天満屋岡山店の屋外特設ステージで行い、伊勢神宮展の広報には側面援護となった。



その他、『伊勢神宮展』の広告を貼った路面電車が岡山市内を往来したことや、表町商店街の横断幕スペースに広告を行ったこと、若い家族をターゲットにして子ども用の戦国武者姿の衣装、古代・江戸時代のお姫様の衣装を用意して、記念撮影会を行ったことなどは、これまでの『伊勢神宮展』では見られない特色となった。記念撮影会では、子どもだけでなく母親も巫女の衣装を着て親子で写真に納まる家族もあり、後日まで家族の話題となったであろう。

現在、伊勢神宮式年遷宮奉賛会岡山県本部による奉賛活動が支部を中核として進行している。また、

岡山県商工会議所連合会を軸にした経済界への奉賛活動の呼びかけも本格化しつつある。『伊勢神宮展』が氏子・崇敬者、経済団体関係者の記憶に残り、奉賛活動を盛り上げる一助となることを期待している。

アイデア神職の奮闘記

「子供絵馬展」

松尾神社 (岡山市菅野)

宮司 末廣 恒則

一、製作のきっかけ

近年、氏子と神社とのつながりが、年々薄れる時代になりつつあり、氏子九十数戸の当神社においても例祭に神輿、山車等の御巡幸もなく神社と氏子が疎遠になっている。そこで何とか、氏神様に眼を向ける方法はないものかと、色々先輩方に伺ったり、神社仏閣を訪ね歩く内に、マスコミで正月は何処其処の神社では、大きな絵馬を奉納したとのニュースがあり、これかと思いついて見た

が、当社では諸条件が叶わず断念した。しかし、形態を変える事によって当社でも出来ないかと、弟である禰宜と相談した結果、拝殿の外壁を利用し、氏子の子供達に新年にあたり絵馬に願い事を書いて奉納する事によって、氏子がその絵馬を見る事の付加価値を初詣にプラスすれば、参拝者も増加し社頭も賑やかになり、氏子と神社の繋がりが深まると思いい、「子供絵馬展」として実施する事にした。

二、子供絵馬展の概要

拝殿の外壁に材木で絵馬掛けを設置し、簡単な屋根を付ける。絵馬は縦三十センチ横四十センチで、絵馬形に加工した板に画用紙を張り付け、明け歳の干支の絵と願い事を書いて、新年までに子供を中心とする氏子に各自で神社へ持参し奉納する。

三、神社への奉納と効果

神社で作製した絵馬板に八つ切り画用紙を張り付け用意し、子供会等に持参して冬休みに明け歳の干支の絵と願い事を書いて神社に各自持参して掲げる。

平成十九年で三年目を迎えたが、初年五十枚程だった絵馬が今では一〇〇枚近くになり、設置



場所を広げなければならぬ程になった。昨年から子供に限らず一般氏子、老人会の方々も参加して頂き、二歳児から八十八歳の米寿の方まで奉納頂いている。

又地域の保育園、幼稚園等も参加し、それが縁で保育園、幼稚園の遠足にも当社に参拝して絵馬の前で記念撮影を行い、それを夫々の園に掲示して関係者にも見て頂いている。

また、絵馬奉納の様子が新聞にも取り上げられ、思いもよらない地方からの参拝がある。尚、奉納された絵馬は新年から五月の子供の日頃まで掲げる。

今後は、最初の年から干支が一巡するまでは続ける予定である。



岡山県神社庁邑久西大寺支部において、九月二十七日、残暑尚厳しい秋空のもと、神職・総代・来賓二名合わせて百二十七名、バス三台で湯の街・湯郷に於いて研修旅行を兼ねた支部総会を開催した。

まず、「湯神社」に正式参拝し、総会は「ゆのこう館」を会場に行われた。

続いて、伊勢神宮式年遷宮奉賛

邑久西大寺

支部総会

大脇 嗣 彌

神社庁辞令

七月一日

岡山県神社庁顧問を委嘱する

湯浅 正敬 物部忠三郎

三原 千幸 小川 暎興

藤井 敬 難波 宗朋

岡山県神社庁参与を委嘱する

富山 道常 見垣 安邦

有森 猛 堀 倫之

尾崎 良 行森 克己

中村 宏材 大西 定之

三宅 利範 松嶋 章雄

井上 健 西山 峻爾

守本 壯平 中村 和昭

山木 由造 實森 功

石井 清根 千原 恭平

清瀬 光政 豊田 正発

会・岡山県本部邑久西大寺支部設立総会を開き、先ず来賓の戸部理事・瀧本主事から趣旨説明がなされ一同協力を約した。その後、会食も和やかに進み、また、湯に休をいやす人もあり、親睦をはかることが出来た。

帰路、赤坂「サッポロワイン岡山ワイナリー」でワインを試飲？舌鼓し、これから始まる秋祭り・稲刈り・遷宮寄付集めに備えた。

庁務日誌抄

自 平成十九年六月一日
至 平成十九年十一月三十日

六月

一日 月次祭

四日 祭式部会

伊勢神宮崇敬会

岡山県本部監査会

役員会

六日 女子神職会自主研修

神政連県本部役員会

九日～十日

初任神職研修会

神楽部総会

十日 青少年対策研修会

十二日 神青協事業部会

十四日 神青協自主研修(龍笛)

西江 愈雄 平田 一胤

中島 元幸 青山 博也

出雲井和夫 中川 卓弘

小坂田住保 瀧本 正大

矢木 久

十一月一日

岡山県神社庁祭祀委員会祭祀顧問を委嘱する

見垣 安邦

十六日～十七日 初任神職研修会

十九日 事業部会

二十日 祭祀舞部会

二十二日 教化委三役会

二十五日 社頭講話研修会

二十八日 伊勢神宮崇敬会

理事評議員会

定例協議員会

七月

二日 月次祭

役員会

四日 祭祀委員会

六日 神青協広報部会

十二日 雅楽自主研修(龍笛)

十八日 県神社総代会監査会

十三日 県神社総代会役員会

教化委員会

十七日 女子神職会祭式研修

総務委員会

十八日 祭儀部会

十九日 県神社総代会評議員会

二十日 雅楽部自主研修

ありむら治子個人演説会

二十三日 神青協役員会

二十四日 研修企画室会議

神政連県本部監査会

財務委員会

二十六日 神政連県本部役員会

二十七日 祭祀舞部会

こども伊勢まいり
スタッフ会
三十日 直階検定講習会開講

八月

一日 月次祭
三日 神青協三役会
神青協事業部会
七 教化委役員会
十三日 特殊神事部会
二十日 神政連県本部代議員会
二十日～二十二日

十三日 事業部会
十九日 祭儀部会
神宮大麻頒布始祭
班幣式
モデル支部推進会議

二五 祭典舞部会
神宮奉賛部会
二六 広報部会
育成部会
二七 敬婦全国大会
(於…石川県)
二八 財務委員会
神青協役員会

十月

二八日 総務委員会
三一日 直階検定講習会閉講
階位検定委員会

一日 月次祭
二日 監査会
三日 役員会
四日 総務委員会
五日 教化・祭祀
部長合同委員会

三日 神青協祭式研修
四日 月次祭
五日 女子神職会三役会
女子神職会役員会

十六日 祭儀部会
二二 雅楽自主研修(龍笛)
二五 世界連邦
二六 正副庁長会
二九 神青協三役会
三十 宗教法人実務研修会

六日 祭祀舞部会
雅楽部自主研修
七日 神青協三役会
十二日 雅楽自主研修(龍笛)

十一月

一日 月次祭
五日 役員会
臨時協議員会
関係者大会企画委員会
八日 特殊神事部会
祭典役員会
十二日 祭典舞部会
十三日 岡山八幡会
十六日 神宮奉賛部会
二十一日 雅楽自主研修(龍笛)

二六日 祭儀部会
雅楽部会
祭典舞部会
祭典特殊神事部会
二七日～十二月二日 伊勢神宮展
二八日～三十日 伊勢神宮新穀感謝祭
団体参拜

神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
19・9・14	津山市勝部	勝部神社	本 宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	津山市沼	齋 神社	兼 宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	津山市志戸部	八幡神社	兼 宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	津山市市保	栴 神社	兼 宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	津山市大田	大田神社	兼 宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	美作市海田	海田神社	兼 宮司	大澤 瑞枝
19・9・15	勝田郡勝央町植月北	日吉神社	本 宮司	武山 和代
19・9・19	浅口市鴨方町地頭上	日吉神社	本 宮司	松澤 裕子
19・9・19	笠岡市笠岡	北八幡神社	兼 宮司	渡邊倭佐子
19・11・13	井原市野上町	大山祇神社	本 宮司	中村 優子
19・11・13	高梁市川上町高山市	穴門山神社	本 宮司	迫本 昌臣
19・11・13	真庭市藤森	建部神社	兼 宮司	東郷 詔人
19・11・13	真庭市粟谷	熊野神社	兼 宮司	東郷 詔人

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
19・11・13	岡山市真星	星神社	兼宮司	千原 恭平
19・10・21	総社市八代	神神社	本宮司	小野 頼
19・10・18	岡山市藤田	藤田神社	名誉宮司	今井 忠
19・9・19	笠岡市笠岡	北八幡神社	本宮司	藤井 理由
19・9・15	勝田郡勝央町植月北	日吉神社	本禰宜	武山 和代
19・9・14	津山市大田	大田神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	津山市初保	栃畑神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	津山市勝部	勝部神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	津山市志戸部	八幡神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	津山市沼	齋神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	美作市海田	海田神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・9・14	勝田郡勝央町植月北	日吉神社	本宮司	大澤 瑞枝
19・8・31	津山市坪井下	鶴坂神社	本禰宜	福嶋 正規
19・7・14	勝田郡勝央町黒土	八幡神社	兼宮司	西山 允晞
19・7・14	美作市明見	八幡神社	兼宮司	西山 允晞
19・7・14	勝田郡勝央町岡	岡神社	兼宮司	西山 允晞
19・7・14	美作市北山	豊國神社	本宮司	西山 允晞

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
19・11・21	美作市北山	豊國神社	本禰宜	西山 邦恵
19・11・21	美作市明見	八幡神社	兼宮司	西山 文子
19・11・21	勝田郡勝央町黒土	八幡神社	兼宮司	西山 文子
19・11・21	勝田郡勝央町岡	岡神社	兼宮司	西山 文子
19・11・21	美作市北山	豊國神社	本宮司	西山 文子
19・11・21	真庭市田原	八幡神社	本禰宜	黒田 弘美
19・11・21	岡山市祇園	龍之口八幡宮	兼禰宜	有森 祥勝
19・11・21	岡山市四御神	大神神社	本禰宜	有森 祥勝
19・11・21	岡山市四御神	大神神社	兼禰宜	有森 美智子
19・11・21	岡山市四御神	大神神社	兼禰宜	有森 理勝
19・11・14	岡山市真星	星神社	本宮司	山田 智仁



神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
19・11・16	真庭市田原	八幡神社	名誉宮司	黒田 收
19・10・21	総社市八代	神神社	本宮司	小野 頼
19・10・18	岡山市藤田	藤田神社	名誉宮司	今井 忠
19・7・14	美作市北山	豊國神社	本宮司	西山 允晞

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
19・11・14	岡山市上高田	鼓神社	本禰宜	山田 智仁
19・11・16	真庭市田原	八幡神社	名誉宮司	黒田 收
19・11・21	岡山市四御神	大神神社	兼禰宜	有森 理勝
19・11・21	美作市北山	豊國神社	本禰宜	西山 文子

編集後記

◆新広報部になって第一号目である。今までの記事を踏襲するものが精一杯で、新たな試みには至らなかった。神社庁に関することを皆様に広く読みやすくお知らせする、尚かつ後になってあの年代にはこんな事があった、という資料的役割もある。

◆広報部員以外の方に記事を書いて頂いたものは氏名もなるべく明記し、又後年になっても懐かしく読み返していただきたい。

広報部長 福田